

富山市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法人等の団体が、昼間労働等により、保護者がいない小学生に対し、家庭に代わって放課後等に健全な遊びの場及び生活の場を提供することによって、児童の健全な育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。

(条例の遵守等)

第2条 放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施にあたっては、富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則の内容を遵守すること。

また、放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省通知）を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めること。

(運営委員会の設置)

第3条 事業を実施する場合には、事業の適正な運営について協議するため実施場所ごとに運営委員会を置くこと。

運営委員会は、主任児童委員、保護者代表、放課後児童支援員等で組織する。また、会議には市担当課担当者がオブザーバーとして参加し、意見を提示できること。

運営委員会は、年1回以上開催し、事業の内容（実施場所、開設日、開設時間）、指導員の採用等の運営に関する重要事項及び予算、決算について協議決定する。

(事業の利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、保護者が労働等により昼間家庭にいない保育を必要とする小学生とする。

ただし、心身障害を有する児童にあつては、ダウン症候群、自閉症、知的障害、脳性まひ、てんかん、肢体不自由等の児童であつて、集団生活が可能で日々通所でき、かつ、集団生活の中で成長発達が見込まれると判断できる場合に受け入れ対象とする。（必要に応じて、医師の診断書等の提出を求める。）

(保護者負担金等の徴収)

第5条 事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を保護者から徴収するものとし、その負担金額は各運営委員会で定める。負担金額以外の、送迎、給食、間食、保険料、教材費等の費用は実費徴収する。

(市への報告)

第6条 事業を実施する場合には、次の書類を毎年市長に提出すること。

- (1) 運営委員会名簿
- (2) 事業概要書
- (3) 実施状況報告（毎月10日）

(4) その他

(細則)

第7条 この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。